

2025年12月5日(金)
科学技術・学術審議会学術分科会
人文学・社会科学特別委員会(第28回)

NIHUDH
NIHU Digital Humanities Projects

資料4

科学技術・学術審議会 学術分科会
人文学・社会科学特別委員会(第28回)
令和7年12月5日

DH研究やAI for Scienceに係る 権利問題の支援

～NIHUにおける権利問題支援の取り組みを中心に～

鈴木 康平

人間文化研究機構 特任准教授

はじめに：信頼できる情報資源の構築と権利処理

- 現在の生成AIは、信頼できる情報資源であるとは言えない
 - 生成AIによる偽情報・誤情報があふれることも懸念される
- **DH研究やAI for Scienceには、信頼できる情報資源が不可欠**
- 信頼できる情報資源を構築し、利用可能にすることが重要
- 信頼できる情報資源の構築・利用可能化には、しばしば権利処理が必要になる
 - 人文社会科学だけでなく、あらゆる研究分野で権利処理は必要になり得る
 - しかし、各大学は必ずしも権利処理に詳しい人材を確保できていない
- 人間文化研究機構(NIHU)では、DH研究を推進するために、情報資源の構築とともに、権利問題への支援にも取り組んでいる
- 本日はNIHUの取り組みと、今後の展望についての私見を報告する

NIHU「デジタル・ヒューマニティーズ(DH)促進事業」

人文機構では、2022年度から6年間の重要課題としてデジタル・ヒューマニティーズ (DH) の推進を掲げています。

DHとは、人文学の様々な分野・手法にデジタル技術を適用・応用する研究分野であると同時に、多分野の研究者や社会の人々が集まり、分野横断的な議論を行うことにより、新たな研究領域を共創する場であり、次世代に向けた知の創成の基盤のことです。2023年度にはDH推進室を設置し、国際的に進展する取組みのなかで、人文機構も役割を果たしていきます。



出典：「人間文化研究機構 要覧2025」16頁
<https://www.nihu.jp/ja/about/guidebook.html>

DH権利相談窓口：概要

- NIHUの各機関から、DH研究に関連する権利相談を受付
 - 研究資源のデジタル化や利用時における著作権の疑問などの権利相談を受付
 - 「知財連携コーディネーター」として着任した特任教員が対応
 - 相談から通常1～2週間程度で回答
 - 著作権や肖像権に詳しい弁護士とも連携
 - 回答は「研究者として見解を示すもの」という位置付け
- 他の研究者などにも参考になりそうな相談・回答については、相談者や具体的な相談対象資料などが分からないよう一般化したうえで、NIHU DHウェブサイトでQ&Aとして公開

DH権利相談窓口：利用状況

- これまでの相談件数：133件 (2023年10月30日(窓口開設)～2025年11月30日)
 - 相談数は、論点別に集計
 - 例: 1回の相談に5つの論点が含まれている場合、相談数5件
 - 回答は、1件につき数百字～数千字程度に及ぶものまで幅がある
- これまでの主な相談内容
 - 情報解析と著作権
 - 引用該当性
 - 映像作品のデジタル化に伴う肖像権・プライバシー問題
 - 翻訳と原著作者との関係・権利者の表示
 - 研究成果のオープンアクセスと著作権
 - 写真掲載時の肖像権問題
 - 翻刻・校訂と著作権

デジタル・ヒューマニティーズ(DH)研究に関する権利問題ガイド (DH権利問題ガイド)

デジタル・ヒューマニティーズ (DH)
研究に関する権利問題ガイド

2024年3月

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構
DH 権利問題支援ツール検討会

- DHに関する権利問題を支援するためのツールとして、著作権、肖像権、個人情報などの専門家をメンバーとした検討会を通じて作成
- 前半：著作権、肖像権、個人情報保護法、プライバシーについての概要を紹介
- 後半：DH研究に関する主な権利問題等をQ&A方式で解説
- 2025年3月に追加Q&Aを公開
- 今後もQ&Aを追加していく予定
- 追加Q&Aを含めて、NIHU DHウェブサイトで公開中 (CC BY)
<https://dh.nihu.jp/projects/right>

DH権利相談窓口：著作権等に関するセミナー・研究会

- ・機構内外向けに著作権等に関するセミナー・研究会を開催
- ・内部向け
 - ・年2回程度、NIHU各機関の教職員向けに入門的な内容のセミナーを開催
 - ・テーマ例：著作権入門、研究活動のためのCCライセンス入門
- ・一般向け
 - ・DH関連の権利問題などについて、公開の研究会を開催
 - ・「即時オープンアクセス義務化方針とCCライセンス」(2025年6月)
 - ・当日の資料・録画を公開中 https://dh.nihu.jp/projects/right/post/kenri_003
 - ・「デジタル知識法という問題設定(仮)」(2025年度内に開催予定)
 - ・ゲスト講師による講演+ディスカッションの予定
 - ・詳細は決まり次第、NIHU DHウェブサイトに掲載予定 <https://dh.nihu.jp/>

デジタル資料をめぐる権利関係に関する動画講座を作成・公開



- DH講座 Season2 第1回 (4) デジタル資料をめぐる肖像権**
人間文化研究機構・210回視聴・1年前
- DH講座 Season2 第1回 (3) デジタル資料をめぐる権利表記**
人間文化研究機構・153回視聴・1年前
- DH講座 Season2 第1回 (2) デジタル資料をめぐる権利関...**
人間文化研究機構・538回視聴・1年前
- DH講座 Season2 第1回 (1) デジタル資料をめぐる権利関係**
人間文化研究機構・308回視聴・1年前

<https://www.youtube.com/@NihuJp>

データの法的保護

Q. データには著作権はないと聞きました。

研究データとして利用されるものであれば、著作権などの権利を気にせず、自由に利用できるのでしょうか？



イラスト出典：いらすとや

データの法的保護

- A. 思想または感情の創作的な表現が著作物として保護されます。一方、実験データなど、事実を単純に示したに過ぎないものや、誰が表現しても同じようなものになる表現については、その作成や収集に労力や金銭が投じられていたとしても、著作物として保護されません。

「研究データ」というときには、主に自然科学の研究における実験データなどが想定される場合多いため、「データには著作権はない」などと言われることがあります。

出典：「DH権利問題ガイド」Q1回答から作成

データの法的保護

A. (続き) しかし、研究に用いられるデータには様々なものが含まれます。その中には著作物として保護されるものも少なくありません。例えば、写真や地図などの画像データは、研究データとして分析対象になりますが、多くの場合は著作物として保護されています。

したがって、「研究データ」だからといって、著作物ではないと一概には言えません。

研究データの内容に応じて個別に判断する必要があります。

出典：「DH権利問題ガイド」Q1回答から作成

データの法的保護

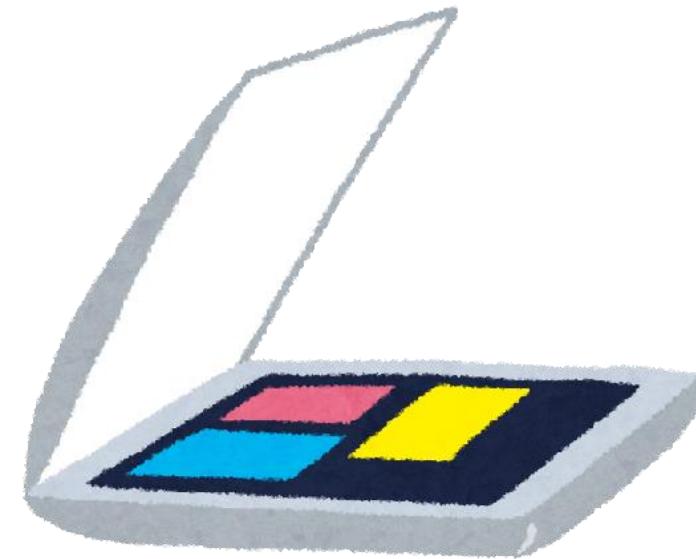
A. (続き) 研究データに著作権がない場合であっても、肖像権、個人情報、プライバシーは問題になり得ますので、注意する必要があります。

例えば、人物が写った写真をデータとして用いる場合には肖像権や個人情報、プライバシーが、アンケートの個票データには個人情報やプライバシーが問題になり得ます。

出典：「DH権利問題ガイド」Q1回答から作成

著作権が消滅している資料に対する利用条件

Q. 明らかに著作権の存続期間が満了している古文書について、古文書の所有者からデジタル化や公開の条件を提示されています。著作権がない場合も、このような条件は有効なのでしょうか？



イラスト出典：いらすとや

著作権が消滅している資料に対する利用条件

A. 著作権の存続期間が満了している場合、デジタル化やデジタル化したデータの公開にあたって、**所有者が著作権に基づいて条件を付けることはできません。**

ただし、資料の所有者は、その資料の所有権を有しています。

資料の所有者は、所有権に基づき、デジタル化のために資料の現物を貸し出すかどうかを決めることができます。

貸し出す際に、デジタル化や公開についての契約を結ぶことは妨げられず、契約した場合には、契約当事者は原則としてその契約を守る必要があります。(契約内容が公序良俗違反の場合など、例外的に契約が無効になる場合もあると考えられます。)

出典：「DH権利問題ガイド」Q5回答から作成

著作権で保護されている作品の情報解析

Q. 存命の小説家のある作品をデジタル化して、計量テキスト分析を行いたいと考えています。著作権法上問題はないでしょうか？

※ この資料では、「計量テキスト分析」(テキストマイニング)とは、テキストデータを分析・整理することによって、有益な情報を抽出する分析手法を指すものとする



イラスト出典：いらすとや

著作権で保護されている作品の情報解析

A. 著30条の4では、①「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」(非享受利用)には、
②「必要と認められる限度」で、
③「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」を除いて、
著作物を「いずれの方法によるかを問わず」利用できる旨規定されています。

要件①について、著30条の4は、非享受利用として、「**情報解析**(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する……情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。……)」を例示しています(同2号)。

計量テキスト分析は、この**情報解析**に該当すると考えられますので、要件①を満たすと考えられます。

出典：「DH権利問題ガイド追加Q&A」Q1回答から作成

著作権で保護されている作品の情報解析

A. (続き) 要件②について、計量テキスト分析にあたって作品全体が必要であれば、作品全体を情報解析に利用することは「必要と認められる限度」であると考えられます。

作品をデジタル化することについては、著30条の4の要件を満たす場合には、「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」とされているため、作品全文をテキストエディタ等で打ち込む、スキャンしてOCRをかけるなどして、デジタル化(複製)することは問題ないと考えられます。

要件③について、著作権者の利益を不当に害する場合の典型例としては、情報解析用に作成・販売されているデータベースを複製する場合が想定されています。そのような場合でなければ、要件③が問題になることは基本的ないと考えられます。

出典：「DH権利問題ガイド追加Q&A」Q1回答から作成

DH・AI for Scienceの推進における権利問題の障壁

- DHやAI for Scienceの推進にはデータが重要になる
- 特に人文社会科学では、著作権がある資料や個人情報を研究データとして扱うことも多く、研究データとして使ってよいのか迷う場面があると考えられる
- もっとも、日本の著作権法上は、情報解析での利用は比較的自由に可能であり、個人情報についても、学術研究目的で取り扱う場合の例外規定がある
 - もちろん、現行法でDHやAI for Scienceに必要となる利用がすべてカバーされているわけではないため、制度上の手当の必要性は今後も議論する必要があると思われる
- 著作権などの問題がなくとも、資料の所有者の心理的ハードルにより、DH研究やAI for Scienceでの利用が難しくなっているケースも少なくないように思われる
 - 資料が意図されない方法で利用されてしまうのではないか、といった不安など

参考事例：米国の大¹学における著作権リテラシー向上のための施策

- ・国際図書館連盟(IFLA)「著作権教育及び著作権リテラシーに関する声明」(2018年)
 - ・著作権リテラシー：「著作権で保護された資料の利用方法について、広い見識に基づいた決定を下すことができる十分な著作権の知識」
 - ・すべての専門図書館職員が著作権法に関する基礎知識を持つことを保証するとともに専門の「**コピーライトライブラリアン**」の任命の検討などを提言
- ・米国の有力研究大学では、コピーライトオフィス(学術情報流通オフィス)を設置し、著作権サービスを提供しているところも少なくないと報告されている
 - ・イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校(UIUC)では、コピーライトライブラリアンによる著作権に関する相談や講習会・講義、研究者や学生に対する情報提供が行われている(ただし、相談に回答するために必要な情報の提供の支援であり、法的アドバイスはしない)

出典：渡邊由紀子「著作権リテラシーを育成する大学図書館」カレントアウェアネス346号(2020)
<https://current.ndl.go.jp/ca1986>

私見：日本版コピーライトライブラリアンの育成

- DHやAI for Scienceの推進には、著作権などの権利処理が不可欠
- しかし、著作権に詳しいスタッフがいない大学も少なくないと思われる
 - 専門家レベルに至らなくとも、必要な情報源を提供できる程度の知識は必要
 - 論文のオープンアクセスを含むオープンサイエンスの推進にあたっても、著作権リテラシーを高めるための支援は必要
- 例えば、NIHUへの出向や実務研修を通じて、権利問題への対応を含めたDH研究の支援業務の実務的な知識を身に着ける機会を提供し、全国の大学にフィードバックする仕組みを構築できるとよいのではないか
 - 文科省の行政実務研修制度や国立情報学研究所(NII)の実務研修のようなイメージ

→ 「日本版コピーライトライブラリアン」の育成

- なお、育成対象を図書館職員に限定する趣旨ではない